

輸出事前調査について (シンガポール共和国)

1. 調査期間等

- (1) 時期: 2012 年 8 月
- (2) 内容: シンガポール共和国の食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象: 食糧管理動物保護局

2. 調査結果(概要)

(1) シンガポール共和国政府の組織構造及び所掌業務

(A) 食糧管理動物保護局 (Agri-Food and Veterinary Authority : AVA)

国家開発省にあるシンガポールの食品規格、安全・衛生管理を執行する行政機関。食品に限らず、動物・ペット、農業、漁業といった広範囲な分野を管轄。

AVA は2つのグループで構成され、各々のグループは5つの部門によって構成される。

○法人組織及び技術グループ(Corporate and Technology Group : CTG)

1) 政策立案・組織化部門(Planning and Organizational Excellence Dept(POED))

戦略計画、水平走査、緊急時計画、高度化機構、地域統計を管轄

2) 技術・産業推進部門(Technology and Industry Development Dept(TI

金融事案、人的資源、一般行政、情報技術、法律及び機関管理を管轄

3) 食糧供給活性化部門(Food Supply Resilience Dept(FSR))

マスメディア関係事案、企業業績、社旗福祉活動、消費者関係、外部及び国際関係事案を管轄

4) 法人組織資産運営部門(Corporate Resource Management Dept(CRMD))

シンガポールの農産業の発展助成、AVA における研究開発技術の運営を管轄

5) 通信・法人管理部門(Communications and Corporate Relations Dept(CCRD))

シンガポール食糧供給戦略の計画と組織化、食糧供給イニシアチブの管理、国内外の食糧供給促進、シンガポール漁港事業の管理を管轄

○規制プログラム及び施策グループ

1) 行政管理部門(Regulatory Administration Dept(RAD))

AVA の食品安全・動物衛生・植物防疫・水産業に関する法や計画の見直し、新規原材料、添加物の使用や栄養素・健康影響に関する評価、食品安全や動物保健に関するリスクアセスメントの実行、海外の農場や施設の認定、調査研究や法律施行の実施

2)検疫検査部門(Quarantine and Inspection Dept(QID))

動植物の疾病や危険な食品がシンガポールに侵入するのを防ぐ為の食品や動植物の輸入等の管理、輸出証明を通じた農業貿易の促進

3)食品施設管理部門(Food Establishment Regulation Dept(FERD))

国内のと殺場及び食品製造施設の管理、製造施設等に関する免許の等級付け、検査及びサンプリングの監視

4)農産施設管理部門(Agri Establishment Regulation Dept(AERD))

動植物施設管理、安全で衛生的な水産物製品の供給の確保、動物福祉関連

5)研究部門(Laboratories Dept(LD))

試験及び診断業務、AVAの食品安全に対する科学的専門知識の提供、動物保健プログラム、研究開発の遂行、新規試験技術の開発

(B)国家環境庁(National Environment Agency : NEA)

シンガポール国内の小売段階での安全管理を管轄(レストラン等)。また、公害対策、ゴミ処理事業、エネルギー効率政策、放射線・原子力安全管理、公衆衛生管理、気象サービス、環境管理等を管轄。

(C)規格・生産性・革新庁(Standards, Productivity, and Innovation Board Singapore : SPRING Singapore)

生産性及び革新の推進並びに標準及び品質の管理:国の標準化団体として、業界における標準(Singapore Standards:SS)と標準化実施の開発、促進を行う。さらに、国内部門の変革と中小部門の地位向上を図る。

(2)シンガポールの食品衛生関係法令(全般)

① 食糧管理動物保護局法(Agri-Food and Veterinary Authority Act)

AVAの機能・権限・関与を規定。

② 食品販売法(Sale of Food Act)

食品の衛生管理及び基準を規定。食品の健全性及び純度の確保並びに健康に有害な、又は危害を有するものの販売・処分・使用を防止し、食品施設規制について規定。

③ 食肉・魚類衛生法(Wholesome Meat and Fish Act)

動物のと殺、食肉、魚類の加工、包装、検査、輸入、流通、販売、トランシップ、輸出、その他関連事項を規定。

④ 動物・鳥類法(Animal and Birds Act)

動物、鳥類、魚類の疾病の侵入及び拡散の防止を規定。

⑤ 飼料原料法(Feeding Stuffs Act)

動物や鳥類に対する飼料の原材料の管理を規定。

⑥ 水産業法(Fisheries Act)

水産業の保護及び管理を規定。漁業管理、魚類の販売及び流通管理、港湾の使用及び管理並びに水産業の改善策等を規定。

⑦ 植物管理法(Control of Plants Act)

以下の事項に関連する法律の統合及び修正を行う。

- ・植物、植物加工品の耕作、輸入、トランシップ、輸出
- ・有害動物(虫を含む)及び疾病からの植物及び植物加工品の保護
- ・有害動物(虫を含む)のシンガポールへの侵入の防止
- ・農薬の使用及び管理
- ・農業産業の発展及び改善に付随する対策

(3)シンガポールの食品規格

シンガポールの食品規格はSale of Food Act中のFood Regulationにより表示全般、食品添加物、汚染物質、微生物毒素、容器包装、放射線照射食品等の詳細な一般規格基準を設定。

また、第4章では222品目に関する個別食品規格及び特別表示必要事項が定められている。

なお、シンガポールの食品基準及び指針は、国際食品規格(Codex)、国際獣疫事務局(OIE)、国際植物保護条約(IPPC)に従うものとなっている。

(4)シンガポールにおける食品衛生管理

①概要

食品に付随するリスクを勘案したRisk-based controlを行っている。具体的には食品をHigh/Medium/Low-risk foodsの3種類に分類し、原則、High-riskは肉類及び魚介類、Medium-riskは野菜及び果実、Low-riskは加工食品(菓子等)と区分している。

High-risk foodsについては、市場に出回る前に評価を行い、AVAによる試験検査も実施される。さらに、海外当局からの衛生証明書を確認するなどの管理が行われている。

なお、Low-risk foodsについては、市場に流通後に評価を行っている。

②食品加工施設

現在、シンガポール国内には食肉及び水産物関連施設が427施設、一般食品製造施設が979施設の計1406施設がある。

AVAはこれらの施設設備、レイアウト等に関する許可基準を設けている。また、有毒な動物(虫を含む)の管理も管轄している。

シンガポール国内の食品製造施設に対しては、Factory Gradingを設けており、シンガポールの食品製造施設はA~Dの4段階(A:Excellent, B:Good, C:Average, D:Pass)でランク付けされている。なお、対輸出食品製造施設については、A又はBランクの施設のみが許可されている。

③輸入食品管理

シンガポールは食糧の9割以上を輸入に頼っており、その管理が重要視されている。輸入食品は、食肉及び食肉製品、魚介類及び魚介類加工品、生鮮野菜及び果実、加工食品(食肉、魚介類は除く)、卵(生鮮及び加工品)の5グループに分類されており、以下のように輸入時の要求事項が異なる。

食肉	魚介類	生鮮野菜・果実	加工食品	卵
認定産地及び施設からのみ輸入可能	多少の規制はあるが、どの国からでも輸入可能	どの国からでも輸入可能	管理された供給元のみに限られるが、どの国からでも輸入可能	認定産地及び施設からのみ輸入可能
免許及び許可証	免許及び許可証	免許及び許可証	登録及び許可証	免許及び許可証
輸出国からの衛生証明書	High-risk foodsについては、衛生証明書	南米の熱帯地方からの食品については、植物防疫証明書	High-risk foodsについては、衛生証明書及び品質保証書	輸出国からの衛生証明書
全ての貨物について命令検査を実施	High-risk foodsについては、命令検査を実施	監視プログラムに則って検査を実施	High-risk foodsについては、監視プログラムに則って検査を実施	監視プログラムに則って検査を実施

3. 参考法令(URL リンク)

・Agri-Food and Veterinary Authority Act(食糧管理動物保護局法)

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/OCA18578-7610-4917-BB67-C7DF4B96504B/24927/1web_AVAActrevisedEd31Dec2012.pdf

・Sale of Food Act(食品販売法)

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/OCA18578-7610-4917-BB67-C7DF4B96504B/17820/51web_SaleofFoodAct1.pdf

・Wholesome Meat and Fish Act(食肉・魚類衛生法)

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/OCA18578-7610-4917-BB67-C7DF4B96504B/17826/57web_WholesomeMeatandFishAct.pdf

・Animal and Birds Act(動物・鳥類法)

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/OCA18578-7610-4917-BB67-C7DF4B96504B/17773/7web_ABAct.pdf

• Feeding Stuffs Act(飼料原料法)

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/OCA18578-7610-4917-BB67-C7DF4B96504B/17807/40web_FeedingStuffsAct.pdf

• Fisheries Act(水産業法)

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/OCA18578-7610-4917-BB67-C7DF4B96504B/17810/43web_FisheriesAct.pdf

• Control of Plants Act(植物管理法)

http://www.ava.gov.sg/NR/rdonlyres/OCA18578-7610-4917-BB67-C7DF4B96504B/17790/23web_COPAct.pdf

以 上